

賃金業制度に関するプロジェクトチームへの報告

待ったなし！改正賃金業法早期完全実施を！ －多重債務者の現状－

2009年12月4日

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会

事務局長 本多良男

私は全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会（以下被連協という）被害者の立場から、下記の通り報告します。

1. 多重債務者の現状～被害者の会の相談から～

被連協加盟の主な被害者の会（32）の相談件数の推移は別紙の通りです。

債務の原因は家計費の補助40%、商売の失敗10%、ローンの返済14%、保証倒れ4%で合計68%です。

債務整理の方法は、任意整理28%、ヤミ金対策25%、破産13%、特定調停8%、個人再生2%で合計76%です。

この傾向は07年～09年だいたい同じです。

ヤミ金事件の相談は03年が33%ピークで、07年は18%、08年は22%、09年は25%となっています。

東京・太陽の会の相談件数の推移は別紙の通りです。

債務の原因は家計費の補助34%、商売の失敗15%、ローンの返済8%、保証倒れ4%で合計61%です。

債務整理の方法は、任意整理49%、ヤミ金対策10%、破産17%、特定調停1%、個人再生5%で合計82%です。

この傾向は07年～09年だいたい同じです。

ヤミ金事件の相談は03年が73%ピークで、07年は19%、08年は11%、09年は10%で年々確実に減少しています。

多重債務者に陥る理由は生活苦、低所得、病気、医療費、失業、給料の減少等が大半を占めています。ふとしたことから誰でも多重債務者に陥る危険をはらんでいて、「自己責任」だけではかたづけられない問題であり、債務者本人だけが注意して防止できるものではありません。

（資料：被連協・被害者の会の相談件数の推移）

2. 貧困こそ多重債務の根本的原因

東京太陽の会に相談に来られる方の年収と負債額の推移は別紙の通りです。

収入なし17%、50万円未満1%、100万円未満7%、200万円未満18%、300万円未満13%です。

貧困ラインと言われる年収240万円以下の200万円未満までの方は43%、300万円未満までの方は67%であり貧困こそ多重債務の根本的原因だと言えます。

(資料:被連協・太陽の会の収入と負債額の推移)

3. 「自殺を思いとどまつてもらうための看板」設置活動

—青木ヶ原樹海に「借金の解決は、必ず出来ます！まずは相談しましょう！」—

—「被連協・命の電話03-3255-2400」 転送電話で24時間体制で相談！—

全国での自殺者は、11年間連続して1年間に3万人を超えていました。平成20年度の自殺者は32,249人、このうち経済・生活問題による自殺者は7,404人です。今年は更に自殺者が増えている状況です。

被連協は07年「借金なんかで死んではいけない」「借金の解決は必ず出来ます」それを知らずに自殺をしてしまう人達を無くすため、「借金の解決は必ず出来ます！私も助かりました、まずは相談しましょう！（電話03-3255-2400）」という自殺を思いとどまつてもらう看板を富士山麓青木ヶ原樹海に設置しました。「被連協・命の電話番号」は日中は事務所、夜、深夜、早朝、土日は転送電話で24時間体制で電話相談を受けています。この看板設置の行動について、NHK、TBS、テレビ朝日、毎日、読売、朝日新聞が大きく報道しました、その直後から被連協・命の電話は鳴り続け多いときで1日で200本の電話がありました。

本年10月までに被連協・命の電話への電話相談は11,199件ありました。死ぬしかないと思いこみ青木ヶ原樹海に入り看板を見て、あるいは富士吉田警察署で保護された方の相談は74件になります。 (資料:自殺防止電話受付状況分析表)

「派遣を切られ、同時に住まいの寮を追い出され、ハローワークに通い、24社面接したが就職できず、絶望し、自殺をしようと青木ヶ原に入った」人の相談を昨年12月と今年2月、相次いで相談を受けています。

返済に行き詰まり、自殺を考えたことがある人が半数

債務者は借りたものは返さなければ必死になって返済しています。

借金しているのは恥ずかしい事、返せない自分が悪いと思いこみ、家族・友人にも相談できず一人で悩んでいます。

過払いであるにもかかわらず、取立に追われて悩み続けている多重債務者が多数存在しています。被害者の会には、返済に行き詰まり、生きていく希望をも見失った相談者が来られます。自殺を考えたことがある人が半数はいます。

(資料:多重債務者自死アンケート結果より)

4. 過払い金返還のための引当金1兆9327億円

実際の利息返還額は5259億円

利息制限法を超える利息は違法です。取りすぎたお金はすすんで返還を

08年3月の統計では、サラ金1126万人の平均的利用者は、①利用件数3.3社②借入金額106万円③利用年数6.5年（10年以上30%）です。7年以上の利用者は利息制限法による充当計算をするとほぼ過払いになりますので少なくとも500万人以上は過払いになっていると推定できます。

未だにサラ金利用者の9割が利息制限法を知らずに違法な利息を払い続けています。

最高裁判決で利息制限法違反の金利は支払う必要がないことが明確になっています。

改正法成立の時の国会衆議院財務金融委員会の参考人質疑で「弁護士を代理人とし

て過払い返済の請求をする場合だけではなくて、債務者本人が開示された資料に基づいて計算をして請求をするという場合、個々の個人に対しても誠実に対応するというのは私は当然のことだと思いますが、いかがでしょう」との質問に、参考人として呼ばれた、アイフルの福田社長は、「弁護士を介さずに、直接お客様より履歴開示並びに過払いの返還請求という場合に、誠実に対応させていただいております」と答弁しています。

しかしアイフルをはじめ多くの貸金業者は本人が過払金請求をすると「弁護士・司法書士を通して下さい」「裁判を起こして下さい」と言って返そうとしていません。

貸金業者は過払い金返還のため、07年度で1兆9327億円を引当てをしています。しかし実際の利息返還額は5259億円しかしていません。

利息制限法を超える利息は違法です。取りすぎたお金はすすんで返還すべきです。

(資料:チラシ「業界保護より消費者保護を」)

5. ヤミ金融被害の完全撲滅課題！

改正貸金業法制定当時「金利を下げたらヤミ金が増える」「だからグレーゾーン金利は必要だ」という議論がありましたが、ヤミ金はもともと違法な存在であり、取締を強化することに撲滅させる必要があります。

昨年6月10日最高裁判所は「著しく高い金利で違法な貸付をした業者からは利息だけでなく元金を含めて借り手が支払った全額を損害として取り戻せる」とのヤミ金融の息の根を止める判決以後、ヤミ金被害件数は確実に減少していますが、未だにヤミ金被害はなくなっていません。ヤミ金融の取締り強く求めて完全撲滅が課題です。

被害者の会ではヤミ金融被害の相談を積極的に受け、警察に被害届けを提出しヤミ金被害撲滅のために①警察署にヤミ金被害の届出、告訴・告発。②ヤミ金の銀行口座の利用停止・凍結申請。③携帯電話の利用停止・凍結の要請。④銀行口座に凍結しているヤミ金による犯罪被害資金を「被害回復分配金請求」で取り戻す活動等をしています。

6. 貸金業法の早期完全施行を！

充分議論を尽くして、全会一致で貸金業法が成立した！

政府関係者筋の情報として「改正貸金業法について来年6月の完全施行を延期することも含め、見直し議論を始める」「完全施行時期の延期や規制の緩和が論点となりそうだ」と報道されています。

田村謙治政務官は、日本金融新聞の取材に応じ、「前回の貸金業法改正では、利用者の姿が見えていなかった。金融庁もしっかり調べていなかった。・・・・・・利用者から直接話をうかがいたと思っているがこれは難しい問題だ。・・・・」と言っていますので是非利用者から直接ヒアリングを受ける機会を与えていただきたいと思います。

「利用者の姿が見えていなかった」とのことですが、改正貸金業法制定前に開催された「金融庁・貸金業制度等に関する懇談会」では、被連協・被害者の会の代表も出席し、充分議論して答申をまとめています。

又国会では衆議院財務金融委員会参考人質疑、参議院財政金融委員会参考人質疑、

参議院地方公聴会には、いずれも被連協・被害者の会の代表が出席して、命を守るために金利引下げが必要だ、地方自治体に置けるヤミ金融対策、多重債務者対策の充実を求める意見を述べています。

このように充分議論を尽くして、06年12月全会一致で「出資法の上限金利の引下げ」「グレーゾーン金利の撤廃」を柱とする貸金業法が成立したものです。

改正貸金業法の制定、政府の多重債務問題改善プログラムの実施で多重債務問題は大きく改善されてきました。

政府の多重債務者対策本部・有識者会議は完全実施のために努力してきました、規制緩和が必要だ等との意見は全くありませんでした。

貸金業者側は、改正法で消費者にとって「借りにくくなっている」「いろいろ書類を出せなど、使い勝手が悪くなっている」「過払金のせいで業界が潰れる」等と完全施行時期の延期や年収3分の1以上貸付禁止の総量規制の緩和を求めていました。

完全施行時期の延期や年収3分の1以上貸付禁止の総量規制の緩和するならば、又あのサラ金地獄への逆戻りとなります。

低利で案して借りられるセーフティネット貸付、総合支援資金貸付の充実が必要！

今求められているのは、高利のサラ金などから借りなくてもいいように、低利で案して借りられるセーフティネット貸付、総合支援資金貸付の充実が必要です。

私たちは今年10月「改正貸金業法早期完全施行を求める東京大集会」が開催されました400人を超える参加で熱気あふれる集会となり、集会後、会場の霞が関から新橋を通り銀座まで約250名でデモ行進をしました。「改正貸金業法完全施行！完全施行を実現するぞ！」「グレーゾーン金利はいらないぞ！完全に撤廃させるぞ！」「サラ金は金利を下げる！」「銀行はサラ金と手を組むな！」「銀行はサラ金に金を貸すな！」等々のシュプレヒコールは人通りの多い土曜日の東京・銀座の街に私たちの声は鳴り響きました。

7. 第29回全国クレジット・サラ金・商工ローン・ヤミ金被害者交流集会in北九州 なくそう多重債務、築こうセーフティネット 貸金業法の施行延期を許さない！

今年11月28日-29日には、なくそう多重債務、築こうセーフティネット貸金業法の施行延期を許さない第29回全国クレジット・サラ金・商工ローン・ヤミ金被害者交流集会 in 北九州が開催され1500名が参加しました。

全体会では、基調講演として二宮厚美神戸大学教授の「新自由主義的構造改革の破綻とセーフティネット構築の必要性」、パネルディスカッションは、内閣府消費者委員会委員長の松本恒男氏をパネラーとする「消費者庁・消費者委員会に期待するもの」～消費者被害の根絶を求めて～があり、「行政の多重債務対策の到達点」「適正金利・上限金利はどうあるべきか」「女性のクレ・サラ被害者交流子供の貧困と女性の貧困」「セーフティネット貸付実現を目指して」「被害者交流」「広告問題と債務整理のあり方」等々21の分科会が開かれました。

そして貸金業法の見直し、完全施行の延期を許さず、直ちに実施すること、セーフテ

イネット貸付の充実等を求める集会宣言が採択されました。

**この世で一番大切な「命」がこれまでほんとうにたくさん失われてきた
借金は人を貧しくします。借金をしても豊かには決してなりません。
貧困の人が借金をすると、ますます貧困に陥ります。**

山地秀樹全国クレ・サラ被連協会長は全国交流集会で次のように挨拶しました。
「この世の中で一番大切なものの。それは「命」です。「お金」ではありません。

ところが、命ほど大切ではない「お金」によって、この世で一番大切な「命」がこれまでたくさん、ほんとうにたくさん、失われてしまいました。

借金は人を貧しくします。借金をしても豊かには決してなりません。貧困の人が借金をすると、ますます貧困に陥ります。

本来、被害が無ければ「被害者の会」や「被害をなくす会」は必要ありません。しかしながら「サラ金利用者はまだ1000万人以上いる」と言われており、クレジット・サラ金・ヤミ金・商工ローン会社等貸金業者が存在する限り被害は無くなりません。」

毎日のように職場に借りてくださいとの電話が3ヶ月

被害体験報告をした地方公務員の男性は「連日の残業で自立神経失調症になり、酒量が増えて、サラ金に手を出し、いったんは親類から借りて全額を返済したが、その後サラ金からは毎日のように職場に「借りてください」との電話がありました、その都度いらないからと断りましたが『借りてください、私の出世がかかっています』等の電話が3ヶ月間かかり、職場の同僚の目も気になり、必要もないのに再び借りるようになってしまった」と赤裸々に被害体験を報告されました。

「被害者交流」分科会に参加した被害者からのアンケート結果

- 1. 大変だった時期に、自殺を考えましたか？ … 27名中 15名**
- 2. 解決した後、また借り入れをしたいか？ … 27名中 0名**

「被害者交流」分科会では借金したいきさつ、返済に行き詰まり辛かったこと、どのように解決できたか等々の被害者交流をしました。

話しながら当時のこと思い出してか泣きじゃくってしまわれた方、問題提起やみんなのためにアドバイスをしてくれる方、『これからは、他の（周りの）借金に苦しむ人助けたい』と被害者の会の活動に参加されている方の報告もありました。

分会に参加している被害者の方に、次のアンケートを取りました。

- 1. 大変だった時期に、自殺を考えましたか？ … 27名中 15名**
- 2. 解決した後、また借り入れをしたいか？ … 27名中 0名**

という結果になりました。

この結果は、『被害者が、その苦しい時期にどれだけ精神的に追い詰められていたかということ』改正貸金業法の見直しの理由とする『(市民が) 借りたがっている』ということには当たらないというものになりました。

(資料:全国クレジット・サラ金・商工ローン・ヤミ金被害者交流集会の内容・集会宣言・多重債務広告と任意整理のあり方に関する決議)

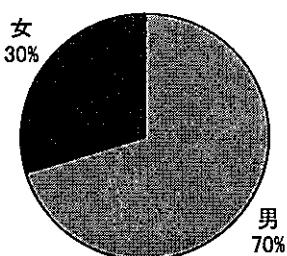
被連協・被害者の会 男女・年代・職業・債務の原因・債務整理の方法別相談件数集計(09年1月～5月)

集計した被害者の会(男女・年代・職業・債務の原因・債務整理の方法別相談件数の集約できている会)				
夜明けの会	みやぎ青葉の会	みちのく道場	桐生ひまわりの会	前橋ケヤキの会
大阪いちょうの会	大地の会(東京)	横須賀しおさいの会	明生会	金沢あすなろ会
広島つくしの会	吹田さざなみの会	尼崎あすひらく会	和歌山あさみの会	福井まんさくの会
福岡ひこばえの会	福山つくしの会	吳つくしの会	三次つくしの会	倉敷つくしの会
西濃れんげの会	小倉めかり会	久留米クレ・サラ・ネット	大分まなびの会	大牟田しらぬひの会
				おんがの会

1. 男女別(人)

男	1,860
女	789
合計	2,649

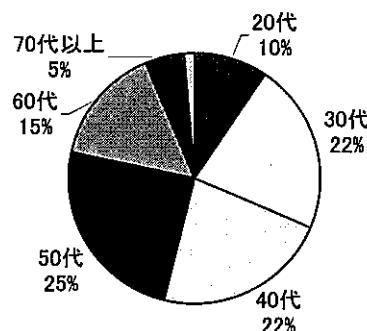
男女別



2. 年代別(人)

20代	195
30代	445
40代	456
50代	499
60代	316
70代以上	99
不明	29
合計	2,039

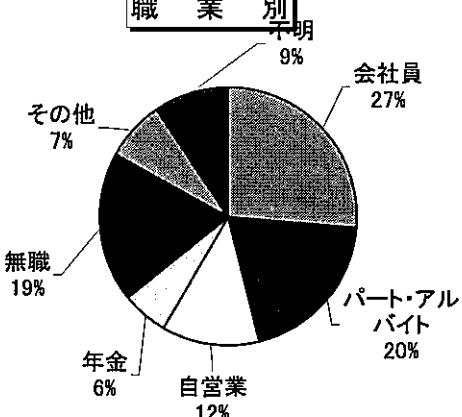
年代別



3. 職業別

会社員	542
パート・アルバイト	404
自営業	246
年金	121
無職	389
その他	152
不明	193
合計	2,047

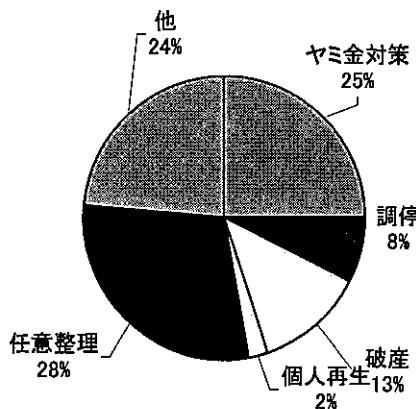
職業別



債務整理の方法

ヤミ金対策	500
調停	152
破産	253
個人再生	46
任意整理	585
他	475
合計	2,011

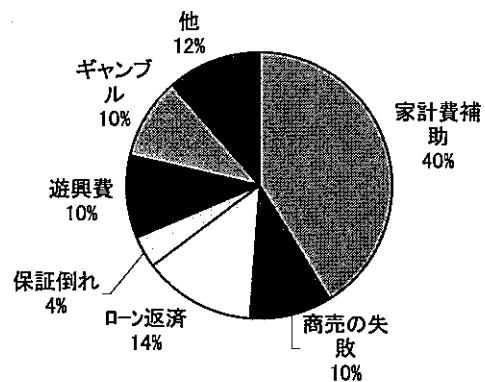
債務整理の方法



4. 債務の原因

家計費補助	744
商売の失敗	185
ローン返済	247
保証倒れ	67
遊興費	184
ギャンブル	179
他	209
合計	1,815

債務の原因



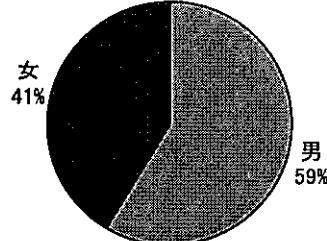
被連協・被害者の会 男女・年代・職業・債務の原因・債務整理の方法別相談件数集計(08年1月～12月)

集計した被害者の会(男女・年代・職業・債務の原因・債務整理の方法別相談件数の集約できている会)					
札幌陽は見る会	みやぎ青葉の会	みちのく道場	桐生ひまわりの会	前橋ケヤキの会	太陽の会
夜明けの会	大地の会(東京)	横須賀しおさいの会	明生会	金沢あすなろ会	福井まんざくの会
大阪いちょうの会	吹田さざなみの会	尼崎あすひらく会	和歌山あざみの会	京都平安の会	倉敷つくしの会
広島つくしの会	福山つくしの会	呉つくしの会	三次つくしの会	高松あすなろの会	大牟田しらぬひの会
福岡ひこばえの会	小倉めかり会	久留米クレ・サラ・ネット	大分まなびの会	沖縄クレ・サラ…会	おんがの会
西濃れんげの会					

1. 男女別(人)

男	4,342
女	3,053
合計	7,395

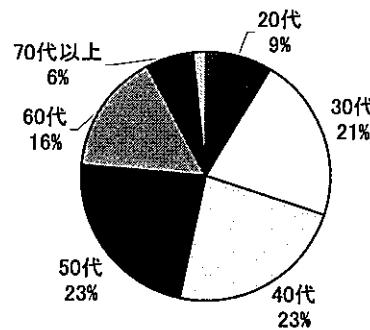
男女別



2. 年代別(人)

20代	640
30代	1,583
40代	1,740
50代	1,715
60代	1,186
70代以上	452
不明	119
合計	7,435

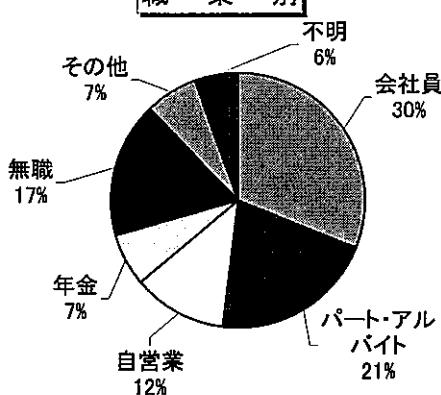
年代別



3. 職業別

会社員	2,072
パート・アルバイト	1,389
自営業	794
年金	458
無職	1,138
その他	453
不明	367
合計	6,671

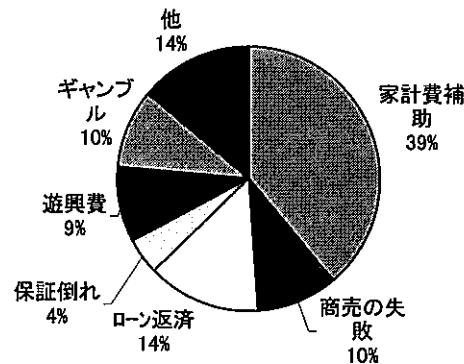
職業別



4. 債務の原因

家計費補助	3,173
商売の失敗	827
ローン返済	1,130
保証倒れ	360
遊興費	762
ギャンブル	805
他	1,126
合計	8,183

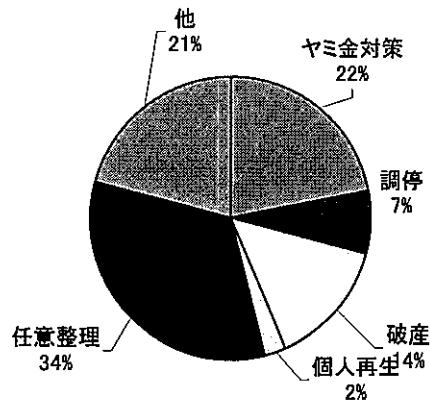
債務の原因



債務整理の方法

ヤミ金対策	1,396
調停	469
破産	908
個人再生	155
任意整理	2,119
他	1,319
合計	6,366

債務整理の方法



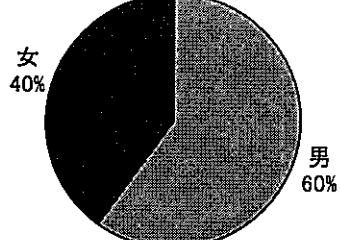
被連協・被害者の会 男女・年代・職業・債務の原因・債務整理の方法別相談件数集計(07年1月～12月)

集計した被害者の会					
札幌陽は昇る会	みやぎ青葉の会	みちのく道場	宮古ウミネコ道場	夜明けの会	太陽の会
福井まんさくの会	大阪いちょうの会	奈良若草の会	和歌山あざみの会	広島つくしの会	福山つくしの会
呉つくしの会	三次つくしの会	高松あすなろの会	高知鱗(うろこ)の会	福岡ひこばえの会	大牟田しらぬひの会
大分まなびの会	鹿児島くすのきの会				

1. 男女別(人)

男	5,370
女	3,585
合計	8,955

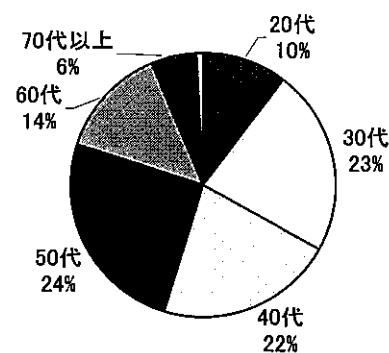
男女別



2. 年代別(人)

10代	0
20代	911
30代	2,031
40代	1,941
50代	2,232
60代	1,228
70代以上	494
不明	70
合計	8,907

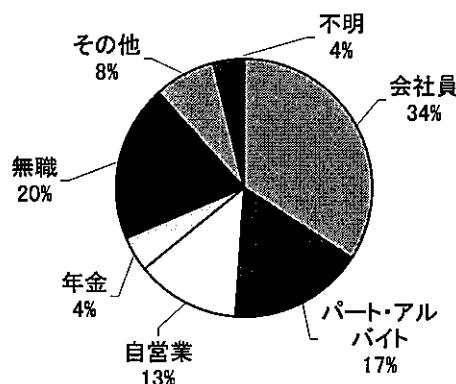
年代別



3. 職業別

会社員	2,789
パート・アルバイト	1,369
自営業	1,082
年金	346
無職	1,603
その他	648
不明	313
合計	8,150

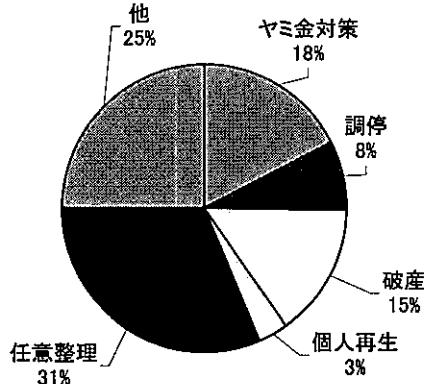
職業別



債務整理の方法

ヤミ金対策	1,187
調停	514
破産	1,026
個人再生	214
任意整理	2,115
他	1,695
合計	6,751

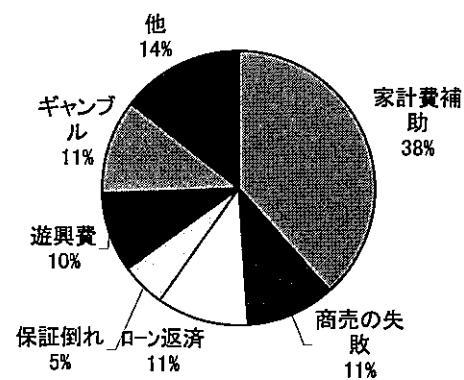
債務整理の方法



4. 債務の原因

家計費補助	3,229
商売の失敗	886
ローン返済	929
保証倒れ	430
遊興費	804
ギャンブル	928
他	1,222
合計	8,428

債務の原因



相談状況集計表(2003年)

札幌駅は昇る、はまなす、たんぽぽ、みやぎ青葉、いわきコスモス、桜生ひまわり、夜明け、太陽、川の手、はばたき、川崎クレラ、ヨコハマかもめ、しおさい、金沢あすなろ、京都平安、大阪いちょう、尼崎あすひらく、神戸あすひらく、あざみ、倉敷つくし、広島つくし、福山つくし、呉つくし、尾道つくし、高松あすなろ、松山たなび、ひこねえ、小倉めがり、大牟田らぬい、大分まなび、熊本クレラ、沖縄

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	
総 件 数	110	139	137	183	157	607	225	150	163	146	121	17,004	19,142	
性 別	男	35	28	37	64	47	305	52	25	44	38	41	9,027	9,743
	女	19	29	32	51	28	208	24	21	38	31	18	7,109	7,608
内 年 齢 别	不明	8	3	0	0	0	1	0	1	0	0	0	804	817
	20歳代	4	8	8	13	9	42	18	5	16	12	6	2,105	2,246
	30歳代	6	16	20	33	21	83	25	14	21	21	16	3,720	3,996
	40歳代	10	15	14	25	21	58	15	11	14	19	13	3,542	3,757
	50歳代	11	8	17	30	16	54	14	10	15	15	17	3,255	3,462
	60歳代	5	8	8	8	7	38	2	8	12	0	8	1,712	1,814
	70歳代	1	1	3	3	1	7	0	0	3	2	0	384	385
	不明	10	0	0	0	0	18	0	0	1	0	0	1,129	1,158
業 種 別	会社員	13	18	25	47	34	111	23	15	33	42	30	4,704	5,095
	パート・アルバイト等	5	10	10	15	14	47	18	9	13	7	7	1,858	2,111
	自営業	3	6	5	8	7	21	8	3	5	4	5	1,205	1,280
	年金生活者	2	2	3	1	1	8	0	0	3	0	3	438	461
	無職	12	17	26	38	10	74	16	15	23	12	13	2,593	2,839
	その他	0	1	0	2	3	17	2	3	0	3	0	924	955
	不明	0	0	0	0	0	22	0	0	0	0	0	881	903
債務の原因	家計費の不足	13	21	18	76	32	117	31	24	21	22	19	5,354	5,748
	商店・事業の失敗	4	8	15	10	9	24	11	0	16	8	12	1,071	1,188
	ローンの支払い	2	5	5	12	6	58	9	8	10	9	5	1,305	1,434
	保証倒れ	1	4	5	3	7	5	3	2	5	9	4	673	721
	道徳飲食費	9	7	4	4	8	14	4	3	2	7	4	922	968
	ギャンブル	4	7	8	19	10	20	10	7	14	8	10	889	1,008
	その他	4	2	17	44	14	72	14	10	17	10	15	2,556	2,815
債務整理の方法	ヤミ金対策	12	12	15	21	18	17	9	10	7	8	7	4,123	4,255
	闇債	0	3	3	8	2	3	6	1	6	4	4	740	780
	破産	7	19	22	44	23	70	21	18	22	18	15	2,583	2,862
	個人再生	0	0	0	0	0	1	1	0	3	3	2	431	441
	任意整理	2	2	2	21	2	4	1	1	5	5	2	680	727
	その他	0	5	3	2	2	171	2	4	8	10	5	3,070	3,282

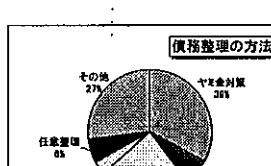
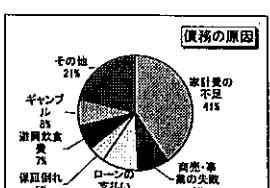
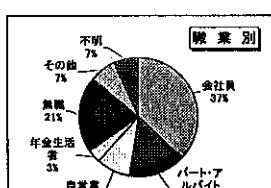
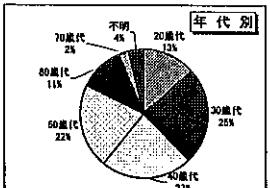
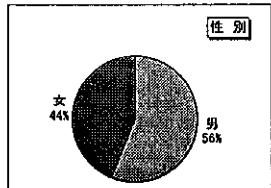
2003年 被連協 相談状況

札幌駅は昇る、はまなす、たんぽぽ、みやぎ青葉、いわきコスモス、桜生ひまわり、夜明け、太陽、川の手、はばたき、川崎クレラ、ヨコハマかもめ、しおさい、金沢あすなろ、京都平安、大阪いちょう、尼崎あすひらく、神戸あすひらく、あざみ、倉敷つくし、広島つくし、福山つくし、呉つくし、尾道つくし、高松あすなろ、松山たなび、ひこねえ、小倉めがり、大牟田らぬい、大分まなび、熊本クレラ、沖縄

グラフ用

相談件数 集計表 (2003年)

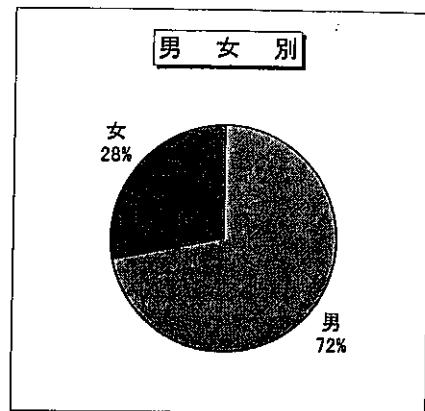
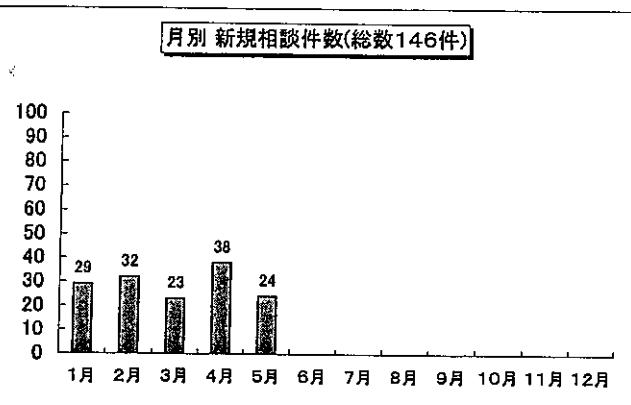
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	
総 件 数	82	60	69	115	75	302	76	40	83	69	59	13,358	14,374	
性 別	男	35	28	37	64	47	164	52	25	44	38	41	7,892	55%
	女	19	29	32	51	28	137	24	21	38	31	18	5,466	43%
内 年 齢 別	不明	8	3	0	0	0	1	0	0	1	0	0	331	2%
	20歳代	4	8	8	13	9	42	18	5	16	12	6	1,806	1,847
	30歳代	6	16	20	33	21	83	25	14	21	21	16	3,227	3,503
	40歳代	10	15	14	25	21	58	15	11	14	19	13	3,132	3,347
	50歳代	11	8	17	30	16	54	14	10	15	15	17	2,909	3,118
	60歳代	5	8	8	8	7	38	2	6	12	0	8	1,526	1,628
	70歳代	1	1	3	3	1	7	0	0	3	2	0	320	351
	不明	10	0	0	0	0	18	0	0	1	0	0	546	575
業 種 別	会社員	13	18	25	47	34	111	23	15	33	42	30	4,494	4,885
	パート・アルバイト等	5	10	10	15	14	47	18	9	13	7	7	1,903	2,061
	自営業	3	6	5	8	7	21	8	3	5	4	5	1,137	1,212
	年金生活者	2	2	3	1	1	8	0	0	3	0	3	433	456
	無職	12	17	26	38	10	74	16	15	23	12	13	2,531	2,787
	その他	0	1	0	2	3	17	2	3	0	3	0	912	943
	不明	0	0	0	0	0	22	0	0	0	0	0	855	877
債務の原因	家計費の不足	13	21	18	76	32	117	31	24	21	22	19	4,861	5,255
	商店・事業の失敗	4	8	15	10	9	24	11	0	16	8	12	989	1,108
	ローンの支払い	2	5	5	12	6	58	9	8	10	9	5	1,234	1,359
	保証倒れ	1	4	5	3	7	5	3	2	5	9	4	547	595
	道徳飲食費	9	7	4	4	8	14	4	3	2	7	4	630	698
	ギャンブル	4	7	8	19	10	20	10	7	14	8	10	861	978
	その他	4	2	17	44	14	72	14	10	17	10	15	2,556	2,771
債務整理の方法	ヤミ金対策	12	12	15	21	16	17	9	10	7	6	7	3,827	3,759
	闇債	0	3	3	8	2	3	6	1	6	4	4	740	780
	破産	7	19	22	44	23	70	21	18	22	18	15	2,433	2,712
	個人再生	0	0	0	0	0	1	1	0	3	3	2	424	434
	任意整理	2	2	2	21	2	4	1	1	5	5	2	637	684
	その他	0	5	3	2	2	171	2	4	8	10	5	2,078	2,091



太陽の会 相談件数 集計表 (2009年1月～5月)

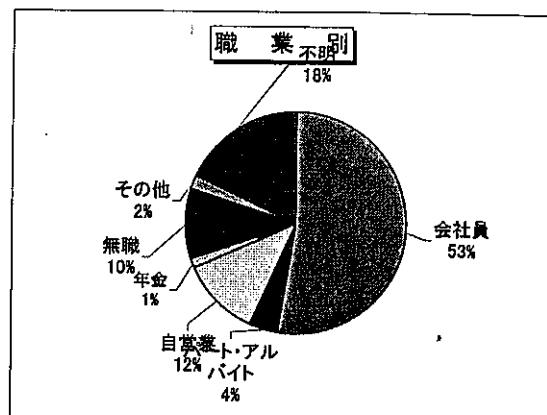
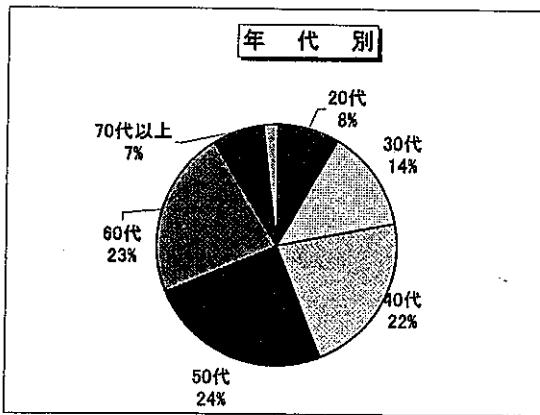
別新規相談件数	
1月	29
2月	32
3月	23
4月	38
5月	24
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
合計	146

男女別	
男	105
女	41
合計	146



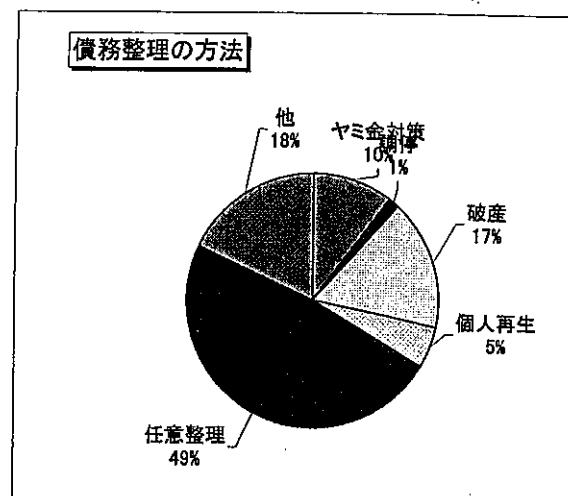
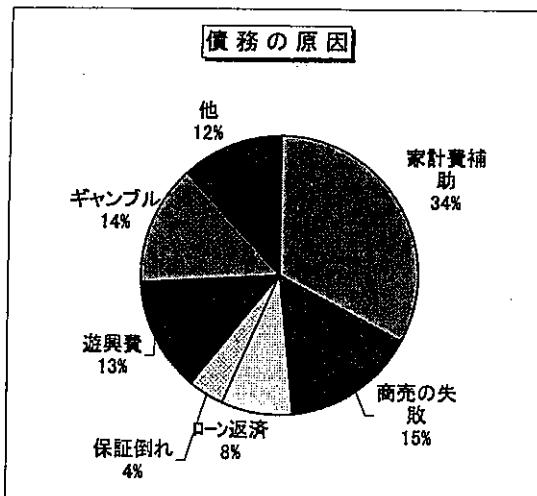
年代別	
10代	0
20代	12
30代	20
40代	32
50代	36
60代	33
70代以上	10
不明	3
合計	146

職業別	
会社員	76
パート・アルバイト	6
自営業	17
年金	2
無職	15
その他	3
不明	26
合計	145



債務の原因	
家計費補助	66
商売の失敗	31
ローン返済	17
保証倒れ	8
遊興費	27
ギャンブル	28
他	24
合計	201

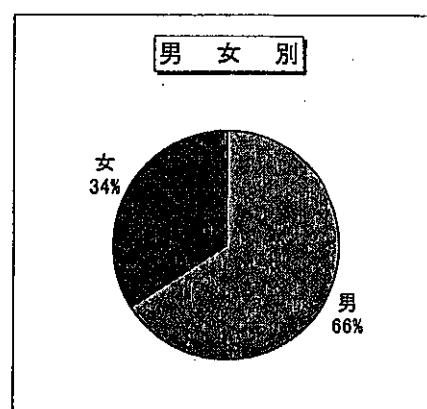
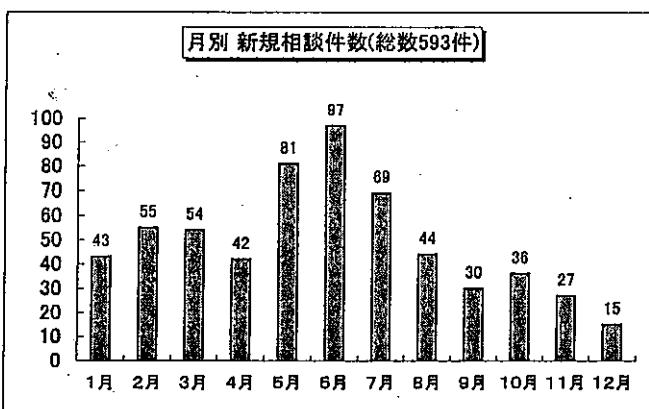
債務整理の方法	
ヤミ金対策	16
調停	2
破産	26
個人再生	8
任意整理	75
他	28
(過払い)	8
合計	155



太陽の会 相談件数 集計表 (2008年1月～12月)

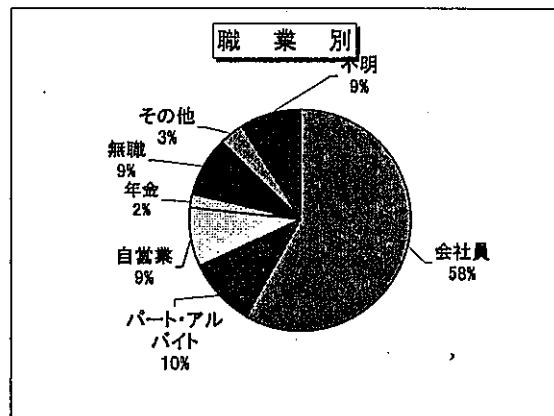
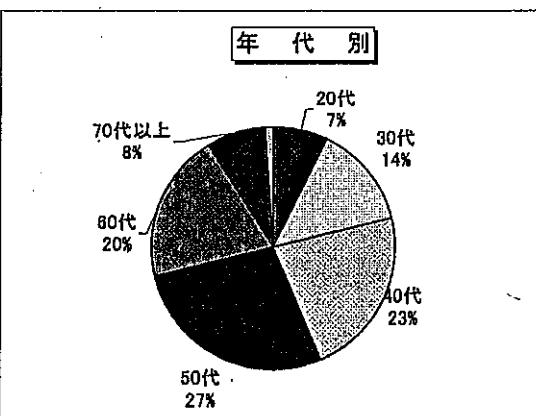
別新規相談件数	
1月	43
2月	55
3月	54
4月	42
5月	81
6月	97
7月	69
8月	44
9月	30
10月	36
11月	27
12月	15
合計	593

男女別	
男	390
女	203
合計	593



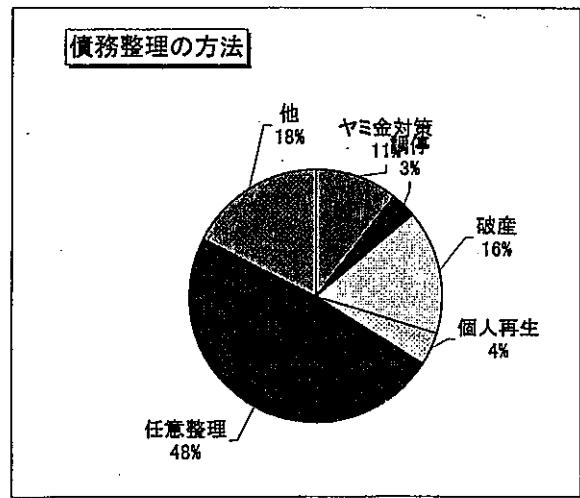
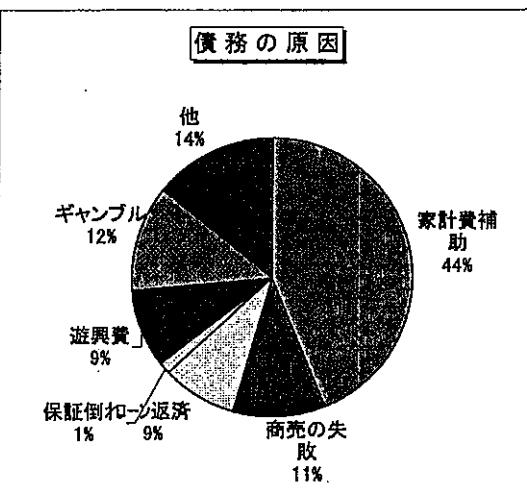
年代別	
10代	0
20代	43
30代	82
40代	134
50代	162
60代	119
70代以上	46
不明	7
合計	593

職業別	
会社員	342
パート・アルバイト	59
自営業	52
年金	10
無職	54
その他	20
不明	53
合計	593



債務の原因	
家計費補助	324
商売の失敗	79
ローン返済	63
保証倒れ	10
遊興費	67
ギャンブル	92
他	104
合計	739

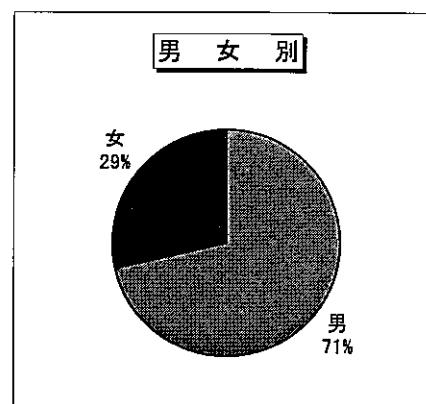
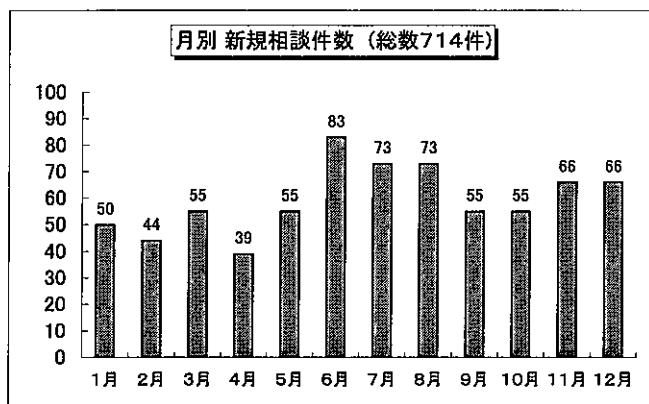
債務整理の方法	
ヤミ金対策	64
調停	20
破産	96
個人再生	26
任意整理	294
他	107
合計	607



太陽の会 相談件数 集計表（2007年1月～12月）

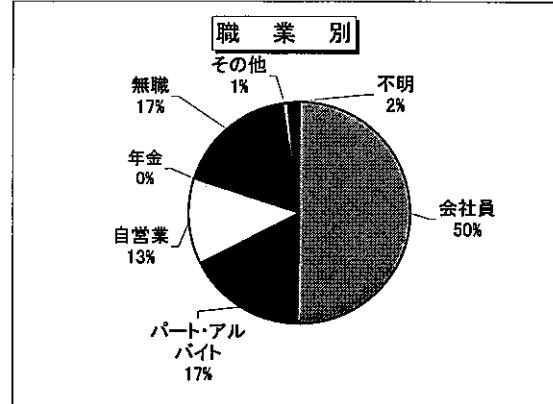
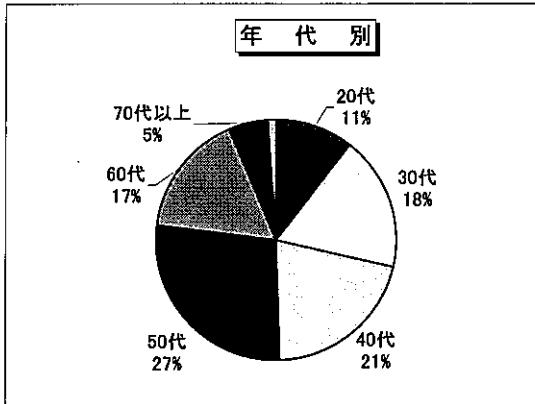
月別新規相談件数	
1月	50
2月	44
3月	55
4月	39
5月	55
6月	83
7月	73
8月	73
9月	55
10月	55
11月	66
12月	66
合計	714

男女別	
男	509
女	205
合計	714



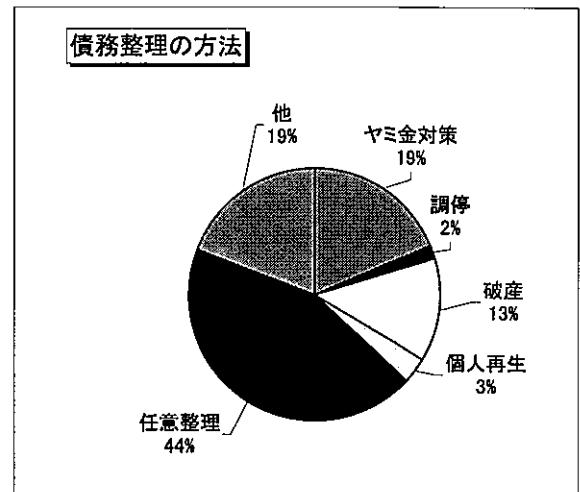
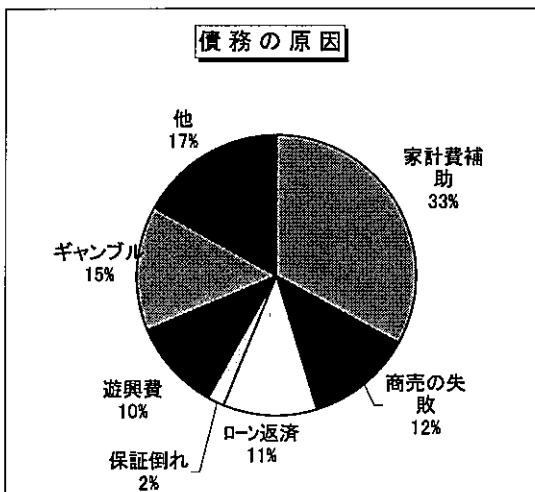
年代別	
10代	0
20代	76
30代	128
40代	149
50代	197
60代	119
70代以上	37
不明	8
合計	714

職業別	
会社員	358
パート・アルバイト	123
自営業	90
年金	1
無職	124
その他	6
不明	12
合計	714



債務の原因	
家計費補助	340
商売の失敗	124
ローン返済	111
保証倒れ	21
遊興費	106
ギャンブル	150
他	173
合計	1025

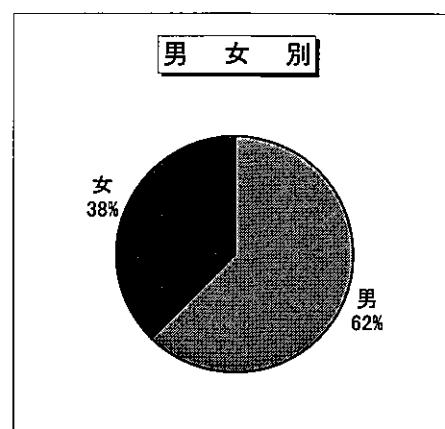
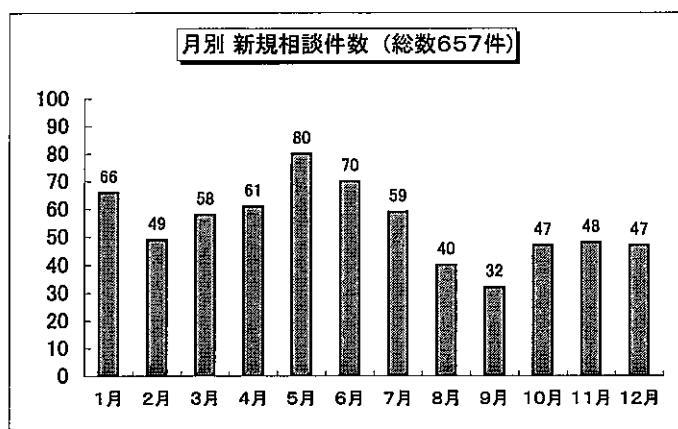
債務整理の方法	
ヤミ金対策	163
調停	14
破産	116
個人再生	30
任意整理	384
他	167
合計	874



太陽の会 相談件数 集計表（2003年）

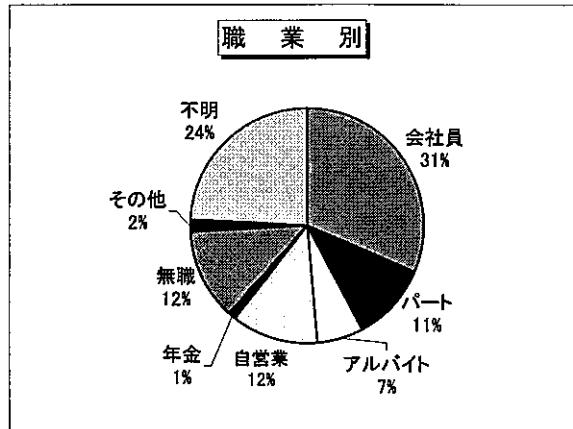
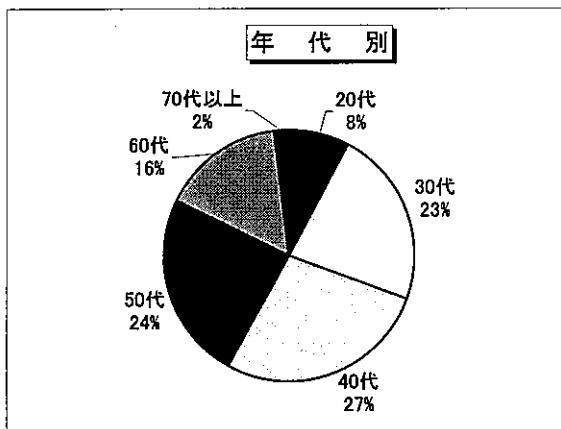
新規相談件数	
1月	66
2月	49
3月	58
4月	61
5月	80
6月	70
7月	59
8月	40
9月	32
10月	47
11月	48
12月	47
合計	657

男女別	
男	410
女	247
合計	657



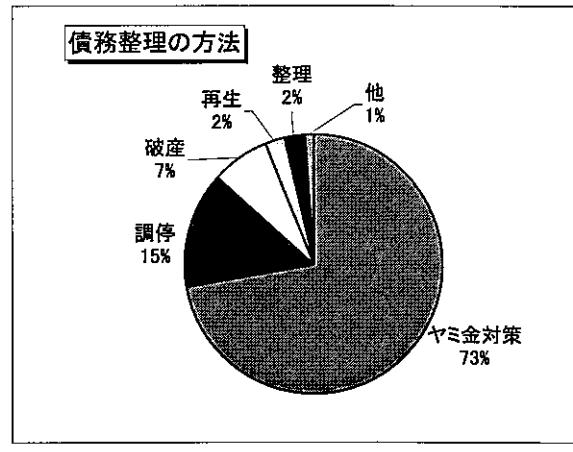
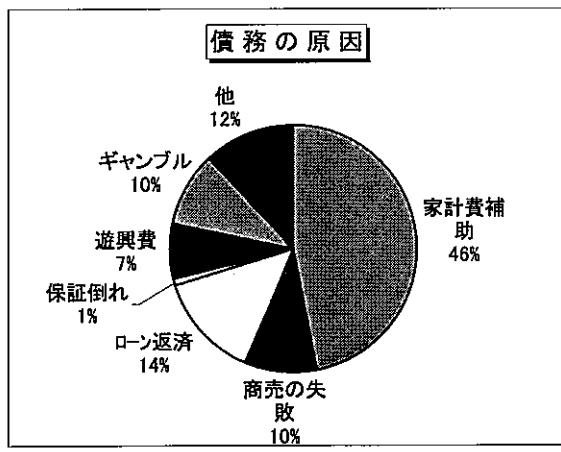
年代別	
10代	1
20代	45
30代	136
40代	164
50代	144
60代	94
70代以上	11
不明	0
合計	595

職業別	
会社員	207
パート	70
アルバイト	43
自営業	78
年金	7
無職	82
その他	11
不明	159
合計	657



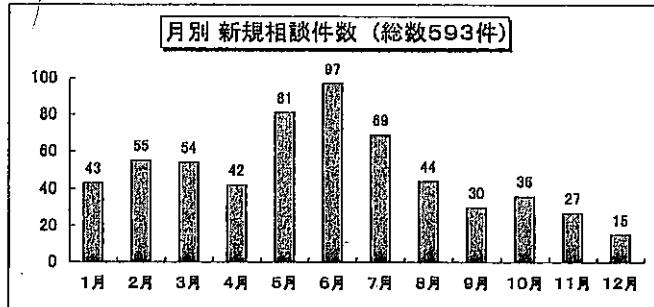
債務の原因	
家計費補助	321
商売の失敗	65
ローン返済	95
保証倒れ	6
遊興費	49
ギャンブル	67
他	81
合計	684

債務整理の方法	
ヤミ金対策	411
調停	82
破産	40
再生	14
整理	14
他	7
合計	568

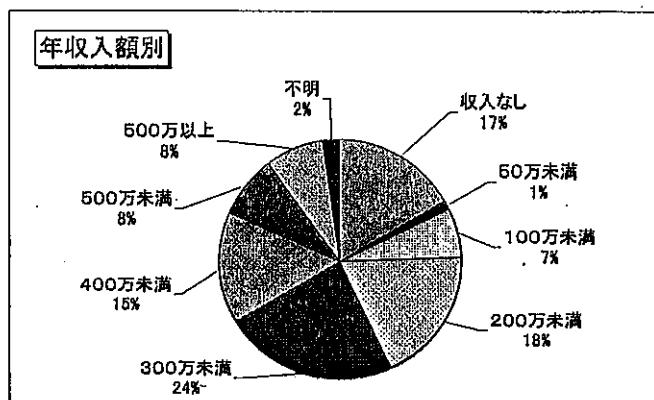


相談件数 集計表 収入 負債額 (2008年) 太陽の会

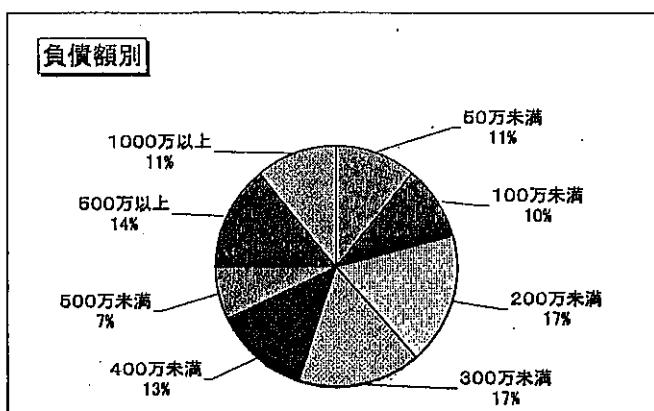
月別新規相談件数	
1月	43
2月	55
3月	54
4月	42
5月	81
6月	97
7月	69
8月	44
9月	30
10月	36
11月	27
12月	15
合計	593



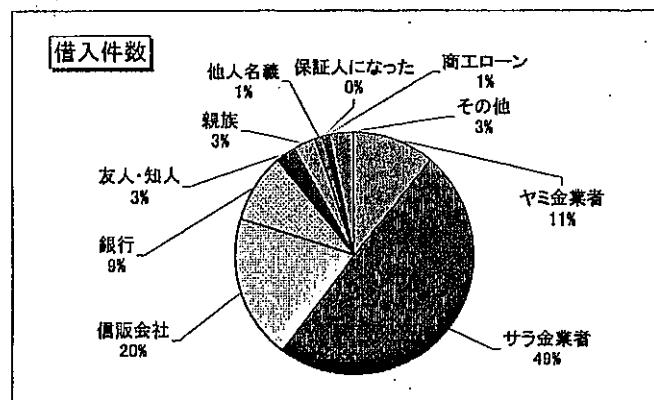
年収入額別	
収入なし	99
50万未満	6
100万未満	41
200万未満	109
300万未満	139
400万未満	91
500万未満	50
500万以上	48
不明	13



負債額別	
50万未満	64
100万未満	60
200万未満	106
300万未満	98
400万未満	75
500万未満	44
500万以上	85
1000万以上	64



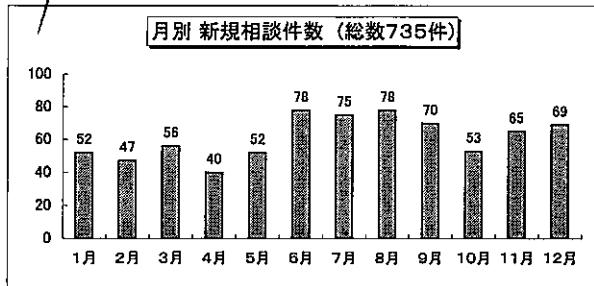
借入件数	
ヤミ金業者	375
サラ金業者	1659
信販会社	860
銀行	307
友人・知人	89
親族	106
他人名義	39
保証人になった	10
商工ローン	20
その他	110



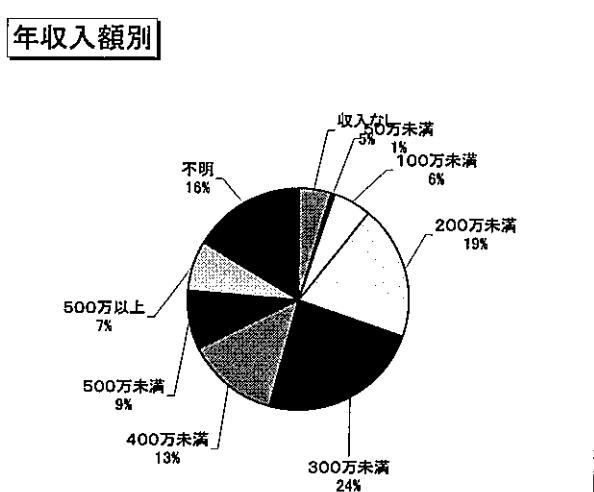
相談件数 集計表 収入 負債額 (2007年)

太陽の会

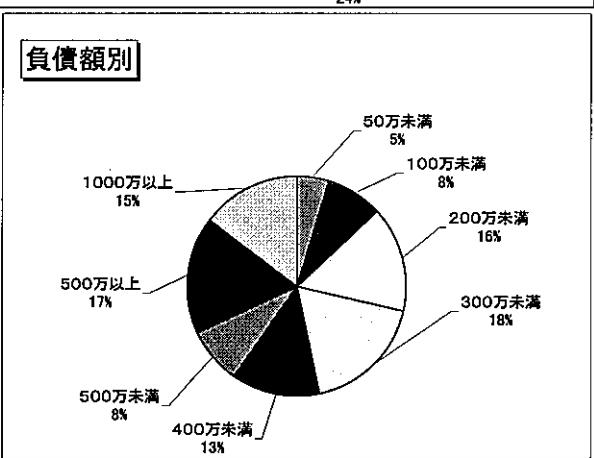
月別新規相談件数	
1月	52
2月	47
3月	56
4月	40
5月	52
6月	78
7月	75
8月	78
9月	70
10月	53
11月	65
12月	69
合計	735



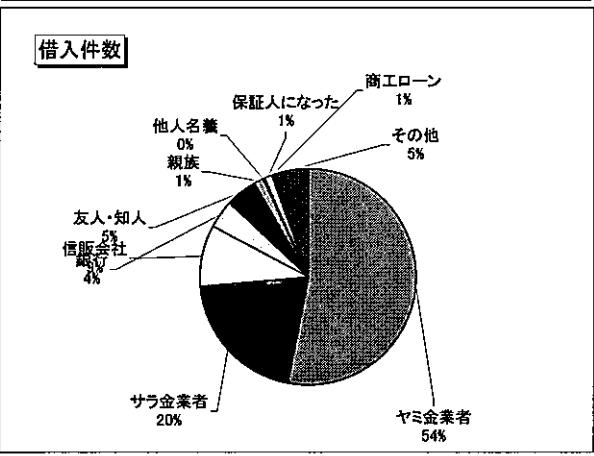
年収別	
収入なし	34
50万未満	4
100万未満	42
200万未満	143
300万未満	176
400万未満	99
500万未満	64
500万以上	52
不明	121



負債額別	
50万未満	33
100万未満	59
200万未満	109
300万未満	126
400万未満	93
500万未満	58
500万以上	121
1000万以上	103

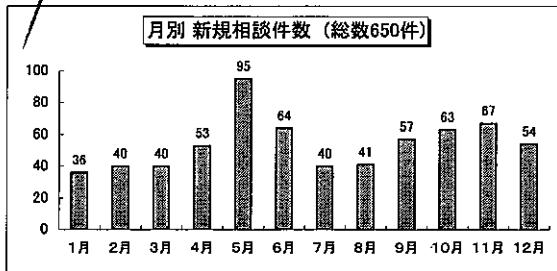


借入件数	
ヤミ金業者	2286
サラ金業者	884
信販会社	398
銀行	182
友人・知人	204
親族	54
他人名義	17
保証人になった	49
商工ローン	36
その他	201

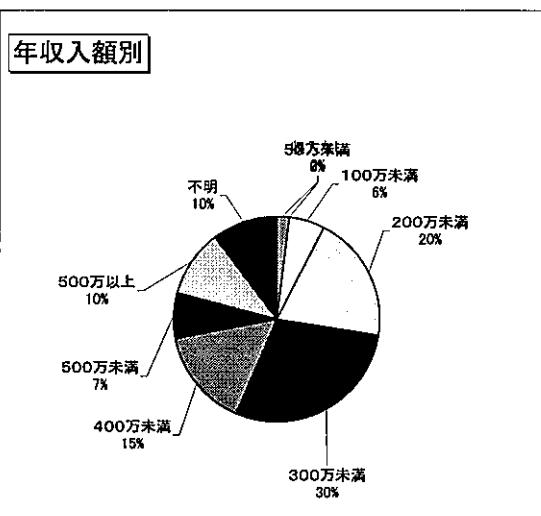


相談件数 集計表 収入 負債額 (2006年) 太陽の会

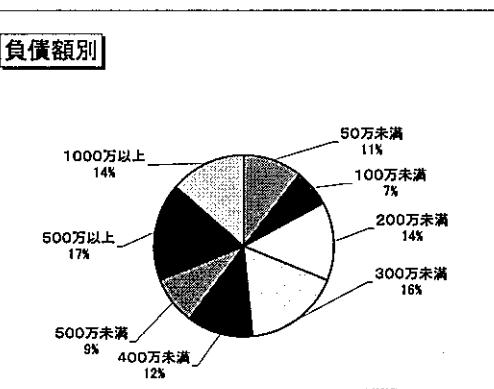
月別新規相談件数	
1月	36
2月	40
3月	40
4月	53
5月	95
6月	64
7月	40
8月	41
9月	57
10月	63
11月	67
12月	54
合計	650



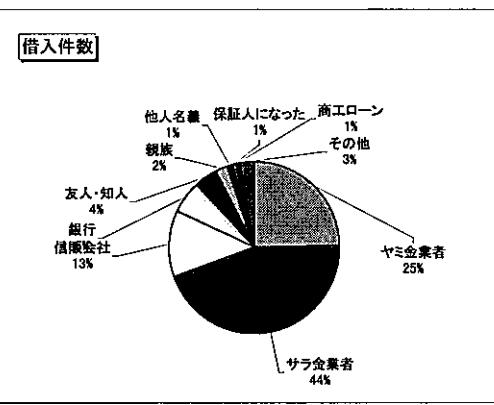
年収入額別	
収入なし	13
50万未満	0
100万未満	37
200万未満	132
300万未満	191
400万未満	102
500万未満	48
500万以上	69
不明	68



負債額別	
50万未満	67
100万未満	43
200万未満	87
300万未満	110
400万未満	75
500万未満	55
500万以上	110
1000万以上	87



借入件数	
ヤミ金業者	1187
サラ金業者	2155
信販会社	606
銀行	285
友人・知人	212
親族	118
他人名義	51
保証人になった	27
商工ローン	37
その他	134

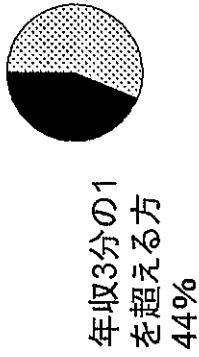




業界保護よい消費者保護を!

2007

借入総額の年収比率

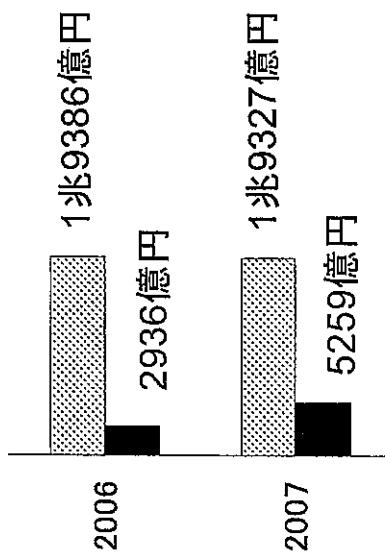


総量規制緩和で自転車操業継続?!

賃金業界は「賃付残高が年収3分の1を超える利用者が44%いる」と言います。では、利息制限法に引直し計算したらどうなりますか?それを利用者一人一人に知らせていまますか?そのことは黙ったままで、「借りては払い、払っては借りる」ことを今後も続けさせるのですか?今ここで総量規制の緩和を求めるのは、利用者無視ではありませんか?

多重債務者対策本部有識者会議資料により

過払金の返還状況



過払金は生活再建のために

賃金業者は「過払金返還が経営を圧迫している」と言います。しかし、生活が苦しくても待つたなして払ってきたグレーゾーン金利、それが過払金です。弁護士や司法書士を頼まなくとも、利用者一人一人に返されるべきです。そうすれば、広告を打つて過払金事件漁りをしている事務所に行かずにはすみません。資金業者に今ある義務を果たしてもらうだけですから、特別な立法は必要ありません。

高金利引き下げおよび多重債務対策を求める全国連絡会

代表幹事 甲斐道太郎、宇都宮健児、新里宏二

お問い合わせ先 〒363-0023 埼玉県桶川市朝日2-12-23

司法書士井口鈴子 電話 048-775-5892 FAX048-772-0076



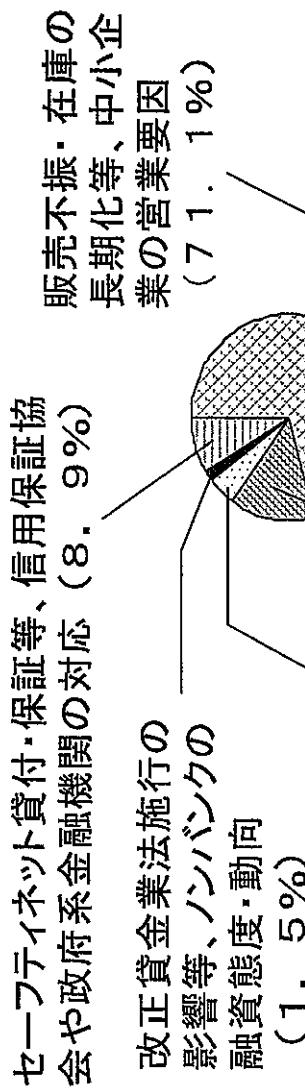
貸金業規制緩和は必要なし！

「国民の生活が第一」のはずが・・・

「中小企業の資金繰り悪化、貸金業の規制緩和を政府で検討」といった報道がなされる中、11月13日、金融庁政務三役名で「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」の設置が発表されました。

中小企業の資金繰り悪化要因

(全国47商工会議所調査:H21年5月財務局実施)



実は、たった1・5%

財務局は今年5月に全国の商工会議所を対象にアンケートを行いました。中小企業の資金繰り悪化の原因として「改正貸金業法の施行の影響」を挙げたのは、わずか1・5%でした。貸金業法改正のせいで中小企業の資金繰りが悪化したというのではなく、実態に合っていません。



新政権に期待することは

このアンケート結果から、中小企業が求める施策は、①景気対策、②銀行の貸し済り・貸しはじめ対策、③セーフティネット貸付けの充実などいうことが読み取れます。高利のつなぎ資金ではありません。

自殺防止電話受付状況分析表(H19年1月～H21年10月)

多重債務対策と自死対策の連携の必要

— 多重債務者自死アンケートの結果から —

弁護士（熊本）青山定聖

「多重債務と自死問題」に関するアンケート集計結果（要約版）

期間：H20.4.14～5.30

対象：多重債務者

回答総数：248

イ 借金の問題で自殺を考えたことがありますか。

① あります	121
② ありません	125
③ 不明	2

（以下、①ありますと答えた場合の質問）

□ 自殺を考えた理由は何ですか。（複数回答）

① 借金の返済を続けることは、もうこれ以上不可能と思った	98
② 貸金業者から貸し渋りやこれ以上借りられないと言われた	19
③ 貸金業者から一括返済を求められた	12
④ 貸金業者の督促（電話・手紙など）に、耐えられなくなった	53
⑤ 貸金業者が自宅あるいは勤務先などに取立に来て、耐えられなくなった	26
⑥ 借金していることについて、他の人から責められた	31
⑦ 借金の相談をしたが、支払う以外に方法はないと言われた	17
⑧ 借金を返済できないのなら、死ぬ以外にないと思っていた	50
⑨ 借金の問題で家族に迷惑をかけられないと思った	90
⑩ 保証人に迷惑をかけられないと思った	22

⑪ 生命保険金で返済しようと思った。	20
⑫ お酒の量が増えた	10
⑬ 夜眠られなくなった※	66
⑭ 原因不明の体調不良が続いている※	21
⑮ 無気力感が増し、集中力がなくなった※	35
⑯ 「自殺」が唯一の解決方法としか考えられなくなった	41
⑰ 身近な人に自殺をほのめかすようになった	12
⑱ その他	9

（※上記で、⑬⑭⑮に○を付けられた方への質問）

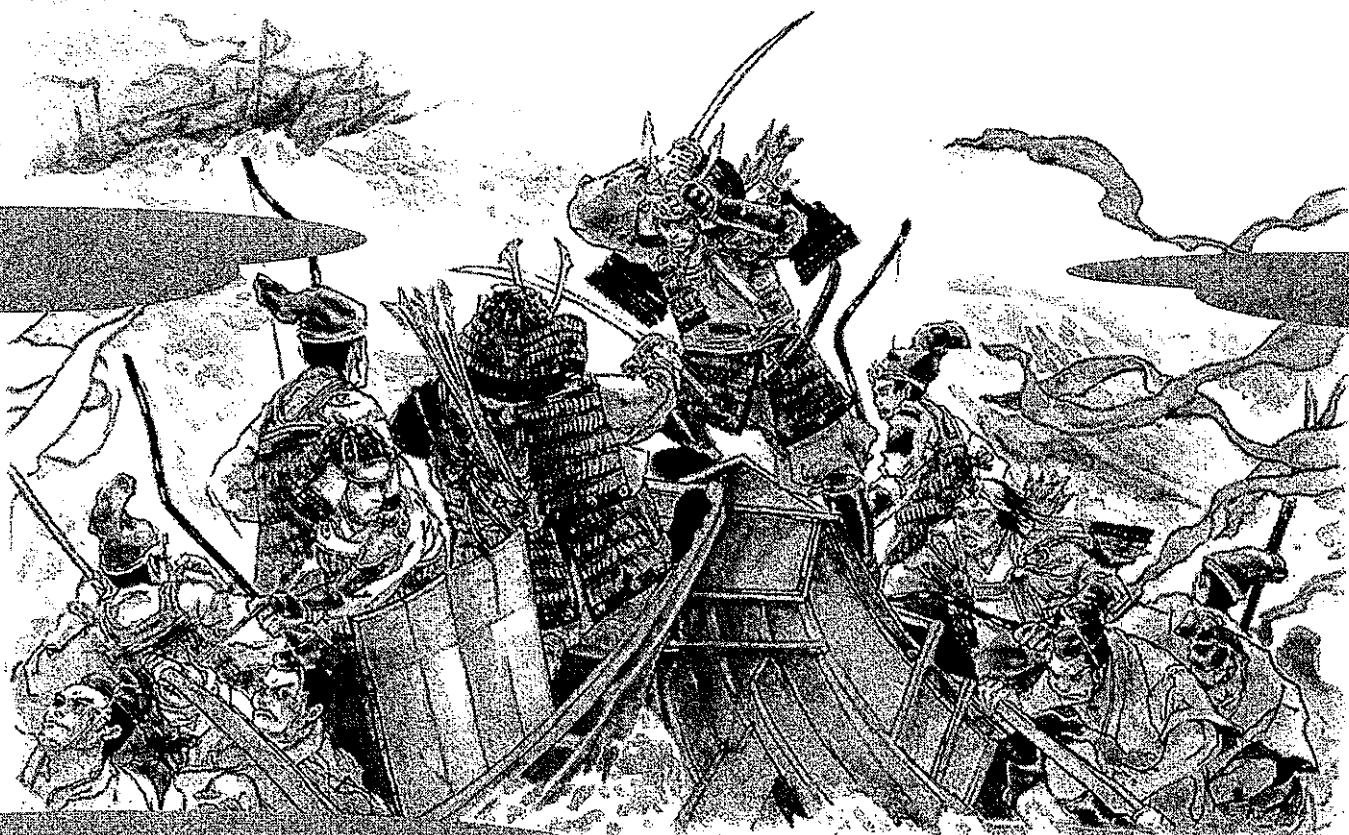
① 内科などの一般医の診察を受けたことがある	18
② 精神科の診察を受けたことがある	6
③ 医師の診察は受けたことがない	51

ハ 具体的に自殺へ向けた行動を起こしましたか。

① 起こした	32
② 起こさなかった	88

第29回 全国クレサラ・商工ローン・ヤミ金 被害者交流集会 in 北九州

なくそう多重債務、築こうセーフティネット
貸金業法の施行延期を許さない！



しっかり学び、元気につきよう。

2009年
11月28日(土)
~29日(日)

九州厚生年金会館(メイン会場)
北九州市小倉北区大手町12-3

主催：全国クレジット・サラ金問題対策協議会、全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会

第29回全国クレサラ・商工ローン・ヤミ金被害者交流集会実行委員会

連絡先/福岡南法律事務所内 TEL 092-554-7110

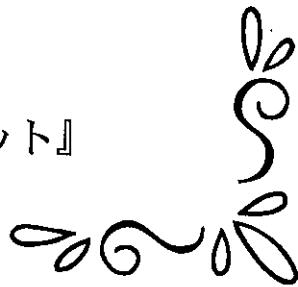
後援： 内閣府・総務省・金融庁・消費者庁・福岡県・福岡市・北九州市・大牟田市・久留米市・直方市・飯塚市・柳川市・八女市・大川市・行橋市・豊前市・中間市・小郡市・筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・前原市・宗像市・福津市・うきは市・宮若市・朝倉市・嘉麻市・みやま市・志免町・芦屋町・水巻町・遠賀町・小竹町・鞍手町・桂川町・筑前町・志摩町・黒木町・立花町・広川町・川崎町・苅田町・みやこ町・上毛町・福岡県金融広報委員会・西日本新聞社・朝日新聞社・毎日新聞社・読売新聞社・NHK北九州放送局・RKB毎日放送・九州朝日放送・TVQ九州放送・FBS福岡放送・熊本テレビ・西日本・福岡県弁護士会・福岡県司法書士会

ホームページ：<http://cresala29th.web.fc2.com/>



第29回全国クレサラ・商工ローン・ヤミ金 被害者交流集会 in 北九州

『なくそう多重債務、築こうセーフティネット』
貸金業法の施行延期を許さない！



【集会概要】

1日目

- 11:00 ~ 12:00 受付（九州厚生年金会館）
12:00 ~ 13:00 開会式・全体会（九州厚生年金会館）
13:00 ~ 14:10 基調講演（九州厚生年金会館）
◎ 基調講演「新自由主義的構造改革の破局とセーフティネット構築の必要性」
講師 二宮厚美氏（神戸大学発達科学部 教授）
15:00 ~ 18:00 分科会（会場は別紙分科会一覧をご参照ください）
19:00 ~ 21:00 懇親会（リーガロイヤルホテル小倉）

2日目

- 9:00 ~ 9:30 受付（九州厚生年金会館）
9:30 ~ 10:30 分科会報告（九州厚生年金会館）
10:30 ~ 12:30 パネルディスカッション（九州厚生年金会館）
◎ メインテーマ「消費者庁・消費者委員会に期待するもの」～消費者被害の根絶を求めて～
コーディネーター 弁護士 黒木和彰氏
12:30 ~ 13:00 閉会式（九州厚生年金会館）

【特別企画】

前日集会「韓国・台湾・日本の法律家 交流フォーラム」

※ 韓国・台湾の法律家を招き、各国の多重債務問題等について情報・意見交換を行います。

日 時 平成21年11月27日（金）午後1時～午後5時
場 所 北九州弁護士会館5階（北九州市小倉北区金田1-4-2 裁判所構内）
入場料 無 料

【メイン会場】

●九州厚生年金会館 〒803-0814 北九州市小倉北区大手町12-3 Tel 093-592-5401

電車でお越しの場合

JR小倉駅よりタクシーで 約10分
JR西小倉駅より徒歩で 約15分

バスでお越しの場合

小倉駅前バスターミナル
⑤番乗り場より西鉄バス100円周遊バス
④番乗り場より西鉄バス27番
①番乗り場より西鉄バス110・134・138番乗車 約10分 「厚生年金会館前」 下車

自動車でお越しの場合

北九州都市高速・大手町ランプ出口すぐ左折、約400m。
国道3号線からの場合は『木町交番前交差点』を西小倉駅方面に曲がり約800m。

分科会一覧

No.	分科会	会場	分科会内容
1	行政の多重債務対策の到達点	弁護士会館 5階ホール	政府の多重債務改善プログラムによる多重債務者の救済は、その掘り起ことあわせて生活再建について自治体の役割が求められています。法律専門家との連携のあり方にについても意見交換します。
2	消費者庁に期待するもの	AIM 3階E	消費者被害の救済と根絶を任務とする消費者庁・消費者委員会が本年9月に発足します。消費庁が真に国民の期待に応えるものになるかどうかは、今後の取り組みと相談窓口の消費生活相談員の活動にかかっています。相談員の待遇改善をどうすすめるかについて討議します。
3	過払金返還請求の到達点	AIM 3階D (先着200人)	過払金の取戻しは、高利支払で生活を壊された人の生活再建の重要な原資です。しかし、今なおこの返還請求には業者や裁判所の厚い壁があります。これをどう突破していくのか、裁判例を交流して明らかにします。
4	民法改正。保証はどうなる?	パークサイドビル 中会議室1,2	民法の全面改正が法務省サイドで強力に進められています。消費者法を民法に取り込むことも考えられているようですが、なかでも被害が多発してきた保証人問題は重要です。検討状況を知り、問題点と運動方向を探ります。
5	「生活保護 スウェーデンvs日本」	毎日西部会館 8階	生活保護につながらず餓死・孤独死する人が後をたたないニッポン。 行政の助言義務が法定され、「信頼と尊敬」を基盤にケースワーカーが行われるスウェーデン。 日弁連の訪問調査をふまえ、スウェーデンに詳しい研究者をお招きして、福祉先進国の実情をじっくり学びます!
6	適正金利・上限金利はどうあるべきか	毎日西部会館 5階4号	利息制限法の金利まで引き下げる法改正は実現しましたが、その利率でも多くの人々の生活が破綻しているのが実情です。暮らしや営業が破綻することのない金利を、現状をふまえて、金利規制の歴史、外国と比較しながら考えます。
7	ヤミ金融を撲滅するために	小倉興産KMMビル 大ホール	多重債務改善プログラムの重要課題のひとつであるヤミ金の撲滅、その現状と救済法や被害金の取戻し方法、さらに根絶のための課題を明らかにします。
8	これからの自死対策	毎日西部会館 7階1号	1998年以降、毎年、自殺者が3万人を超えています。1998年は、山一証券や北海道拓殖銀行などが倒産した金融危機の翌年でした。昨年の世界的な金融危機からの世界同時不況の中で今年は自殺者が急増する懸念があります。政府も自殺対策を強めるなかで、これからの課題を考えます。
9	貸金業者が破綻したとき、どうしたらよいか	小倉興産KMMビル 2・3会議室	サラ金業者の破綻が相次いでいます。破綻後の対応やサラ金業者の民事再生手続や破産手続などの流れについて、相談員や事務職員の方にも分かりやすく解説します。
10	クレサラ被害者同士で交流	ウエルシティ小倉 錦	同じ悩みを持っている仲間が集まって、借金の苦しみ・悩みなど何でも話し合います。話し合いの中で、真面目に働いても食べられない社会、多重債務の根本的原因が貧困にあること、貧困をなくしていくかなければ多重債務問題の本当の解決がないことが見えてくると思います。
11	女性のクレ・サラ被害者交流 子どもの貧困と女性の貧困	ウエルシティ小倉 雅	貧困の連鎖と固定化が憂慮されています。子どもの貧困から見えてくる女性の貧困の実態と連鎖を断ち切る展望を語り合います。低所得の中での子育て、貧困が子どもや女性に与えている影響は、すべての子どもが安心して生活し成長できる環境をどうしたら築くことができるか。子どもの貧困の研究者に基調報告をしてもらって交流します。

No.	分科会	会場	分科会内容
12	相談員交流	ウエルシティ小倉 あけぼのB	日々の相談活動の中で被害者の目線で優しく丁寧に相談できる相談のあり方、相談員として心がけていること、「被連協・相談マニュアル」「ヤミ金相談マニュアル」「多重債務改善プログラムによる相談マニュアル」にもとづく相談などなど、相談員の悩みもふくめて、じっくり話し合い、明日からの元気な活動に活かします。
13	依存症への対処法	厚生年金会館 大ホール	200万人を超えるともいわれているパチンコ依存症、その中には多くの多重債務者がいます。ギャンブル依存は家族にも深刻な被害を及ぼします。作家で精神科医の帚木蓬生氏に基調講演をしていただき、正しい理解と対処方法を学びます。
14	労働問題（派遣切りなど）	パークサイドビル 大会議室	派遣・パート・アルバイト・短期雇用労働者などの非正規雇用労働者の急増によって、年収200万円以下の人人が1000万人を超える状況になり、健全な社会として存続できるか心配です。労働者の生活や人権を守るための方策を考えます。
15	セーフティネット貸付実現を目指して (事業者融資制度をふくむ)	A I M 3階F	借りられなくなった人に対する生活資金貸付の整備と充実は、多重債務改善プログラムの重要な柱です。生活福祉資金貸付についての改善案が提案されたり、生協、労働組合、農協等でのセーフティネット貸付が広がりつつありますが、まだまだ緒についたばかりです。中小事業者に対する貸付の改善と充実についても意見交換します。
16	派遣村の経験と成果を交流	毎日西部会館 中ホール	2008年末から正月にかけての「派遣村」の取り組みは、悲惨な状況にある派遣切りにあった労働者やホームレスに対する人間的な幅広い連帯の運動でした。その後、全国各地で「一日派遣村」などの取り組みがなされています。これらの取り組みの成果や問題点を交流し合い、今後の課題を明らかにします。
17	貧困ビジネス対策 (追い出し屋などの実情)	新小倉ビル 6号	最大の貧困ビジネスはアメリカのサブプライムローンですが、保証人を付けられない貸借人に対する保証会社などの強引な家賃の取り立て、部屋からの追い出し、派遣労働者を狭いアパートに何人も押し込めて高い家賃を取るなど、貧困ビジネスについて、被害者の実情と救済法について経験交流します。
18	ホームレス法的支援 ~更生の機会を求めて~	毎日西部会館 7階2号	「ホームレス」とされる人たちは、衣食住を奪われ野宿生活をよぎなくされている人です。もっとも法的な支援を必要としているにもかかわらず、貧困の極みでの「生活」をよぎなくされています。野宿を強いられる人たちをなくしていくための支援とそのための課題を明らかにします。
19	調停の活用と対策	北九州弁護士会館 中会議室	法律家の援助を受けられない地域や本人による債務整理、そして、不動産担保ローンの債務整理では、調停の活用が有効です。各地の状況と課題について経験交流します。
20	広告問題と債務整理のあり方	新小倉ビル 1号	マスメディアや電車・バス内で債務整理広告が氾濫しています。生活再建をまったく考えないビジネスとしての債務整理がなされて二次被害も発生しています。その防止法、まともな債務整理広告のあり方について意見交換します。
21	S F C G ・ ロプロは今? サービサーの何が問題か	小倉興産KMMビル 4会議室	かつて大量の倒産や自殺者を発生させた高利商工ローン業者のS F C Gと大島社長も破産宣告を受けましたが、破産前の財産譲渡や債権譲渡等で多数の借主が破産手続の中で不利な状況にたたかれています。債権譲渡と充当、譲渡を受けた銀行の問題やサービサーの問題もあります。ロプロも倒産間近かと言われています。

集会宣言(案)

私たちは、11月28,29日、北九州において「なくそう多重債務、築こうセーフティーネット～貸金業法の施行延期を許さない」をテーマに全国から1,500名が集い、二日間、全体集会と21の分科会で報告と意見交換を行い、今後の課題と展望を確認した。

アメリカ発の金融危機のあと、世界を襲った深刻な同時不況のなかで失業者が増大するなど厳しい雇用情勢が続き、中小零細事業者の倒産や自殺者も増加している。

2006年12月に勝ちとった改正貸金業法は段階的に施行されており、その結果、5社以上の借入を持つ多重債務者は大幅に減少したものの、全体ではまだ1380万人をこえる市民がサラ金・クレジットを利用し、一人あたりの借入残高が83万円にも達している。一社だけの借入れは693万人をこえて増加傾向にあり、すでに年収の3分の1以上の金額を借り入れている人が600万人近く存在している。利息制限法を超えるサラ金・クレジットの高利の借金に頼って生活せざるをえない市民が、まだまだ多数存在することはきわめて憂慮すべき現実である。

多重債務者の根絶と、その背景にある低賃金・不安定雇用そして貧困問題を解消し、憲法第13条の個人の尊厳と第25条が保障する健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を誰でも享受できるようにすることは、今や私たちの最大の課題である。

そのためには、2010年6月までに貸金業法を完全施行させるとともに、政府の多重債務改善プログラムをさらに充実させ、実行していかなければならない。

ところが、政府は個人零細事業者などの資金繰りが悪化していることなどを理由に、金融担当副大臣を座長とする「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」を設置し、来年6月末日までの完全施行を見直すべく検討を始めるとし、これに同調する政治家も存するようである。

サラ金・クレジットを利用している多くの借主は、雇用や社会保障などのセーフティネットが崩壊しているなかで、失業等で生活費に窮り、その利用

を余儀なくされている。完全施行が遅れたときには、その中から深刻な多重債務被害、そして自殺者が数多く生み出されることは必至である。

いま緊急に求められていることは、雇用政策や生活保護などの社会保障を早急に充実させ、サラ金・クレジットから借りられなくなった人に対するセーフティネット貸付の拡充を図り、市民が高利の借金をしなくてもよい制度づくりである。

ところで、本年9月、消費者行政を一元化し、消費者の権利保護を目的とする消費者庁・消費者委員会がスタートした。本集会の討議を通じて、その機能が十分なものになるためには、私たちの力強い後押しが必要であることを確認した。

そこで、私たちは、以下の内容を政府に要求するとともに、私たちもその実現のために全力をあげて取り組む決意である。

1. 貸金業法の見直し、完全施行の延期を許さず、直ちに実施すること。
2. 多重債務の相談窓口をさらに拡充し、中小零細事業者を含めた人々へのセーフティネット貸付の拡充を図ること。なかでも、生活福祉資金貸付制度については迅速に運用されるべきこと。
3. 労働者派遣法の抜本改正、最低賃金の引き上げ、失業保険の充実、健康保険や生活保護などの社会保障を強化充実させ、人が人として生きる権利を保障すること。
4. 消費者庁・消費者委員会を消費者の権利を擁護・実現する実効性のある機関として十分に機能させること。

以上のとおり宣言する。

第29回全国クレジット・サラ金・商工ローン・ヤミ金被害者交流集会

in 北九州参加者一同

(2009.11.29)

多重債務広告と任意整理のあり方に関する決議

現在、都市圏を中心に、弁護士・司法書士の債務整理広告が氾濫しており、巨額の広告費を投入し、多重債務者の窮状に付け込み集客を図り、大量の事件を効率的に処理しようとする結果、事件処理に関するトラブルなどの被害を発生させている事務所が多数存在する。

私たちは、「第20分科会・広告問題と債務整理のあり方」において、被害者自身の被害報告や、全国クレサラ被害者連絡協議会が各地の被害者の会で実施した「新聞・テレビ等広告弁護士・司法書士による債務整理二次被害110番」、全国クレジット・サラ金問題対策協議会が実施したアンケート調査などをもとに、近時の債務整理広告がもたらす多重債務者への二次被害の実態報告を行った。

被害者連絡協議会の「債務整理二次被害110番」では、11月1日～8日の間に12件の相談があつたが、「資格者が直接面接をしない」、「本人の生活再建の視点が全くなない」、「依頼者とのやり取りはほとんど事務職員が行う」、「事件処理の途中経過報告がない」などの苦情が寄せられた。クレサラ対協のアンケート調査では、「過払金事件のみ受任して、その後の破産手続きは法テラスに行くよう言われた」「消費者金融の事件は受けてくれたがシステム金融への対処は受けてくれなかつた」「過払金の報酬を50%プラス消費税と言われた」などの苦情が寄せられた。

そもそも、債務整理とは、法的処理を通じてこれまでの安易な債務の借入れに依存せず、将来にわたり生活の立て直し及び維持を図ることを見つめ直す機会であるにもかかわらず、これを軽視し、以上のとおり、大量処理と営利主義に基づく対応によって数多くのトラブルを発生させている実態があり、このことを踏まえれば、債務整理広告を大量に行う事務所の広告は、多重債務者を二次被害に陥れる、いわば虚偽・誇大の欠陥広告であるといわざるを得ない。

広告自由化については、それ自体が資格者の公正な競争促進や、資格者の提供する法的処理の質量を妥当な水準へと確保し、国民生活の利便に資すること、また、広告が、需要者の需要を喚起する重要な競争手段の一つであるとして、事業者団体が事業者の広告につき需要者の正しい選択に資する情報の提供に制限を加えるような規制等を行うことは禁止されている。しかし、法律トラブルもサービスも当事者毎に異なるのであり、それ故に資格者の行う広告はこれを画一的に広告できる商品とは異なり、結果として虚偽誤認を招きやすい。また、債務整理広告は、巨額広告費を捻出できる者にのみなしうる非競争原理に基づく広告市場を招来し、その巨額で過剰なまでの広告の出現は、資格者を選択するにはあまりにも一方的かつ独占的であり、とても需用者の正しい選択に寄与するとは言えない。

債務整理の本質的な生活再建の手段としてではなく、営利目的で広告を契機に多くを集客し、極端に効率的な事件類型化をなし、市民に多くのトラブルをもたらすなど債務整理の社会に与える信頼を破壊する事態を招いたことは、到底許されることではない。

そこで、以下のとおり決議する。

1. 各弁護士会、司法書士会は、会員に対し、弁護士会・司法書士会、同連合会による以外の単独の広告を禁止するよう求めれる。
2. 新聞各社、テレビ放映各社等メディアに対し、弁護士会・司法書士会、同連合会による以外の単独の広告を拒絶するなどの多重債務処理広告の自主規制を求める
3. 行政機関、法テラスなど公的相談機関に対し、多重債務者が相談しやすい窓口のさらなる拡充を求める

第29回全国クレジット・サラ金・商工ローン・ヤミ金被害者交流集会参加者一同

2009年11月28日

「安易なクレジット、サラ金、ヤミ金融へと

——家族まで巻き込んでしまった…」

「夜明けの会」　吉田　豊樹

私は平成3年会社に就職して、3ヶ月後19才でU.C、J.C.Bカードを作り、カードで物が買える、飲み食い出来ることを覚え、カードの便利さを知りました。ローンで車も買いました。手取12、3万円の給料ではカードの支払、車のローンの支払が出来なくなるのは時間の問題でした。平成4年の5月にはカードのキャッシングを借りていました。カードも1社ずつ増え6社のカードの支払をカードのキャッシングの中でやり繰りしていましたのですが、そのうちそれも回らなくなってしまって平成5年6月にはサラ金から借りていました。サラ金もまた、1社ずつ増え5社になってしまいました。

車のローン等12社で総額500万円の多重債務になっていた平成8年、マンションを買わないと誘い、サラ金の債務を上乗せしてローンが組めるとのことです。サラ金に返済しているとは誰にも言えないけど、住宅ローンの支払いなら堂々と

言えると思い、すぐ乗ってしまいました。その時は年収 450 万円、住宅ローンの支払が月 6 万円です。

しかし、上乗せしたローンではサラ金は完済出来ず、200 万円くらいは残ってしまい、そのサラ金の支払も依然として払うことになり、おまけにすぐ転勤になり、給料は変わらなかつたけど、マンションは貸して賃料で住宅ローンを支払うことになりましたが、半年くらいでそのマンションの賃料も入らなくなり、また支払に追われることになってしまいました。給料日には大手 5 社のサラ金へ返済するのに必死でした。ある時は ATM へ返済金を挿入した後、出てくるはずのおつりが出てこなくて、次の返済が出来なくて、また 1 社借入が増えるということもありました。私は家族に内緒でしたので、延滞するのが怖くてとうとうヤミ金から借りるようになりました。

私がヤミ金融から初めてお金を借りたのは、今から約 5 年前の平成 12 年 5 月頃になります。銀行等からのローン、サラ金からの借入があり多重債務の状態になっており毎月の返済も困難な状態でした。そのころ、あるスポーツ新聞を見ていたところ、その中にある「ほのぼのプラン」という金融業者が目に入りました。東京都知事登録番号等が書いてあったので安心した

私は、その新宿にある「ほのぼのプラン」に電話をしてみました。すると、氏名・住所・自宅電話番号・携帯電話の電話番号・家族全員の氏名・勤務先・希望融資額等を聞かれ全て答えると一度来店する様に言われました。私は、会社に休みをもらい新宿の南口にあるマンションの8階に行きました。部屋に入り最初に借入申込書に記入をしました。又、従業員の人より現在の他社からの借入れ状況等を詳しく聞かれ「吉田さんは、他社からの借入れが多く、信用がないので最初は、10日おきの返済になります」と言われました。又、「融資は4万円、完済は10日後に6万6千円、10日後に完済出来ない場合は、利息のみ2万2千円を入金して下さい。」と言われ4万円を受け取り、マンションを後にしました。

翌日からは会社に行き仕事をしていましたが、約束の10日後に完済できず2万2千円を親から借りて持参しました。利息を10日ごとに払い、時には6万6千円の完済をし、又融資を受ける日々が続きましたが、利息分の返済ができなくなると会社に個人名で電話が来て「外から電話しろ！」と言われ「入金出来ないなら新宿にこい！」「親や兄貴に電話するようになるぞ！」などと言われました。私は当時高崎に勤務していました

ので、「高崎からの電車賃もない状態なんです。」と言うと「会社の人から借りてでも入金しろ！」と言われ、私は、勤務中に家に電話をし、親から何度もお金を借りて振込をしていました。

この10日ごとの支払は約半年間平成12年12月頃まで続き、ついに私の給与と親からの借入れのお金も合わせても返済できなくなり、銀行やクレジット会社への返済も滞るようになりました。「このヤミ金融業者だけがなければ」と思っていましたが、会社や家には、銀行・クレジット会社等より電話が入り、ついには親も気付き自己破産をする様に勧められました。このことをヤミ金融業者（ほのぼのプラン）に電話をしたところ「自己破産しても返済はきっちりしてもらうからな！」と言われました。このころ会社や家へのヤミ金融業者からの取り立ての電話が毎日のように入り、私は精神的にもおかしくなったせいか、ご飯も食べられなくなり病院に行ったところ胃と十二指腸に潰瘍があり神経的なものからきていると医者にも言われ一ヶ月程病院に通いました。今までの事を会社の上司と相談した結果、退職せざるを得なくなりました。

平成13年2月5日、十年間勤めた会社を退職し、自己破産の申立てをした頃から家に金融業者からのダイレクトメールが

届くようになりました。職もなく職業安定所に通う日々が続いていました。携帯電話には、どこから調べたのか融資の勧誘がひっきりなしに入っていました。失業保険をもらっていましたが、今まで親に借りたお金があるため全て家に入れていきました。また、生活費と自己破産時の弁護士費用も親から借りていた為、アルバイトしたお金からも返済していました。そんな状態なのでお金は喉から手が出る程ほしかったので、又ダイレクトメールの勧誘に負けてしまいました。

平成13年3月頃、ダイレクトメールを見て電話をしてみました。ダイレクトメールには、「年利29.2%の金利、自己破産等した方でも大丈夫、30万円まで貸します」と書いてありました。この業者に電話をすると優しい感じの女性が対応してくれましたが新宿まで来るように言われました。事務所に行き話を聞くと返済や利息はダイレクトメールに書いてあることは全く違う条件でした。私は借りるのを止めようかと思いましたが、鍵を閉められ断る事の出来ない状態で10万円弱を借りてしまいました。返済は10日後で完済は145000円、ジャンプ(利息のみ)は45000円と言う条件でした。

私は、アルバイトで収入は月10万円程度でしたので、当然

10日ごとの支払いは出来るはずもなく支払日の前日に確認電話で「返せない」と言うと他の業者から借りて返済するように誘導され、又、他社の金融業者よりタイミングよく携帯電話へ「ジャンプ分のお金だけを貸す」という融資の勧誘があり、返済の事で頭がいっぱいの私は「お願ひします」と言ってしまいました。誰かに相談したくても相談するところを知らない私はノイローゼの状態になって、毎日が返済日になっているので、借入れ件数は当然倍々と増えていきました。東京、上野の業者には、約束した利息分のお金が足りず事務所に呼ばれ、行ったところ「出来ないなら全額完済しろ!」と言われ、又、迷惑料も払えと要求され「55万円を今日一日で作って完済しろ」「親に言って55万円作れ」等を言われ2時間ほど事務所から外に出られない状態になりました。そしてそのヤミ金融の従業員がスポーツ新聞を持って来て「これから55万円を作りにいく」といい従業員に新宿を連れ回され従業員がスポーツ新聞から選んだ業者に電話をし「出来るだけ多く借りて来い」と言われ、指示された業者に電話をして、事務所に行き一社につき数万円を借りさせられ、この日一日で約13業者、計55万円を借り入れして従業員に手渡しました。当然この時借りた業者の支払も

出来ず又他の業者から借りる様になりまたまた倍々に増えて平成13年4月16日には、ヤミ金融約50件になっていました。

この頃、返済が滞っていた業者からは、電報や電話が家にくくるようになっていました。電話では、母親に「ぶっ殺すぞ」等の脅迫の言葉を浴びせていました。又、この日、親のお金と親戚のお金を借り約400万円を業者に払い完済させましたが、15件程は完済出来ず残ってしまいました。両親ともにこの頃からヤミ金融から嫌がらせの電話が夜中来ていて眠れない日々を送っていました。15件程のヤミ金融業者へは返済は遅れながらも、私のアルバイトの収入からと親から借りて支払う日々を平成14年2月上旬まで続きました。約15件を約8ヶ月間、利息のみの支払が総額、約400万円になっていた為、家族や親族からの借入れも出来なくなってしまった。

私は、行く当ても無く、他に相談出来るところもなく、ヤミ金融から逃げる思いで埼玉から宇都宮まで歩いた事もあります。それでも家には取り立ての電話や電報は夜中まで来ていました。親の説得で家には戻ったもののヤミ金融の催促に絶えきれず「このままだったら死んだ方がまし」と思い、家の工場で首をつり死のうと思いました。自殺をはかり意識がなくなりながら

親や兄に申し訳ないという気持ちでいっぱいでした。しかし、親がヤミ金融と戦っている事を考えると死に切れませんでした。

パーキンソン病の父親は、しゃべれない状態でしたが親戚に私の為に頭を下げお金を貸してもらえるようお願いをしてくれました。又、親戚からは「おまえの育て方が悪いんだ」とも言われている父を見て自分自身が情けなくなりました。父は「これから、少しずつ返せばいい」といいましたが申し訳ない気持ちでいっぱいでした。父は、私がアルバイトから夜中帰って来るまで眠れず起きていた為、風邪や神経が過敏になり病院に通うようになりました。

そして、母は、業者からの電話を受け「クソばばー」とか「今から家に行くからなー」等脅迫されていましたが、今思えば一番毅然としていたのは母でした。しかし、母もこのころ、血圧が高くなり倒れ病院に通うようになりました。

兄と義理の兄には金銭面で迷惑を掛けてしまい、現在でも両者は、私がヤミ金融に支払う為に出したお金の為に、財政的に生活の回復が出来ず苦労を掛けてしまっています。両親も財産はゼロに近い状況で回復は全く出来ていません。

安易にクレジットを組み、クレジットの返済にカードのキャ

ッシング、そしてその返済にサラ金、そしてまたその返済にヤミ金と違法な利息と知らずに、借りたものは返さなければと必死で金策に走ってきた私の人生は、何だったのだろうと思います。考えの甘さからきたことは確かに、反省すべきことは数多くあります。しかし、テレビのコマーシャルまでやっている貸金業者がまさか違法な金利をとっているとは思ってもみませんでした。本人の返済能力を調査しないで簡単にクレジットが組める仕組み、また簡単に借入ができる仕組みは若者を金銭的に麻痺させます。私も麻痺させられていきました。

私は今大いに反省しながら、この経験を生かして相談員として、また事務局の専従者として、「夜明けの会」へ通っています。

「夜明けの会」は「月・水・金」は初めての相談者、また「火・木」は継続の相談者と毎日 5, 6 人、時には 10 人を超える相談者でごった返しです。相談者は一向に減りません。中には、精神的にもおかしくなっている人もいます。この精神的におかしくなっている相談者がますます増えています。

このように金銭的に麻痺させる、また精神的におかしくさせる高金利の貸金業者を許せません。高金利のない社会にしなければなりません。そのため、高金利引き下げの運動に参加して

います。

また、私は、山口組五菱会「ヤミ金の帝王、梶山進」に対する、民事裁判の原告の一人でもあります。原告になるにはためらいもありましたが、多くの弁護士・司法書士の先生方の支えで勇気をもって参加し裁判も最後まで戦いました。